

# 仕 様 書

平成 29 年度京都市動物園大径木植栽業務委託（以下「本業務」という。）について、以下のとおり定める。

## 1 総則

- (1) 受託者は、本業務の履行を適正に行うため、必要な一切の手段及び第三者の安全対策について、関係法規を遵守し、自らの責任において、善良な作業管理を行うこと。
- (2) 現場代理人等
  - ア 受託者は、現場代理人及び作業現場における業務施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、委託者に届け出なければならない。現場代理人及び主任技術者を変更したときも、同様とする。なお、作業中でも緊急連絡が付くよう現場代理人は携帯電話を携行するものとし、届出書に当該携帯電話番号を記載すること。
  - イ 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
  - ウ 現場代理人は、本契約の履行に関し、作業現場に常駐し、その運営、取締を行う。
  - エ 受託者は、主任技術者と別に現場代理人を定める場合は、下記の資格（ア）を有する者又は経験（イ）を有する者を配置すること。
    - （ア） 造園施工管理技士 2 級以上
    - （イ） 樹木の維持管理に関する業務に直接従事した実務経験の合計が 7 年以上
- (3) 受託者が本業務の実施に関し、仕様書、契約書の規定及び京都市動物園（以下「委託者」という。）の指示に従わないときは、業務の全部又は一部の中止を命ずることができる。なお、再度の指示にも従わないときは、委託者は本契約を解除し、受託者に対して損害賠償を請求することができるものとする。
- (4) 前項による中止又は契約解除のため、本業務の受託者に損害を生ずることがあっても、委託者は一切の損害を賠償しない。

## 2 契約期間

平成 29 年 1 2 月 8 日から平成 30 年 3 月 1 9 日まで

## 3 履行場所

京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内 京都市動物園

## 4 業務体制及び業務管理

- (1) 本業務の履行に当たっては、施工計画書及び搬入計画書を平成 30 年 1 月 3 1 日（水）までに作成し、委託者の承認を得ること。
- (2) 作業時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。やむを得ず作業時間を変更する場合は、事前に委託者の承認を得ること
- (3) 受託者は、作業開始時及び作業終了時には、それぞれ委託者に申し出ること。また、作業中に機材等を放置した状態で、作業場所から離れないこと。
- (4) 作業に関係のない施設等には許可なく立ち入らないこと。
- (5) 園内の各設備、備品類については、無断で使用しないこと。
- (6) 火気を使用する場合は、事前に委託者に申請書を提出し、作業方法について承認

を得ること。

- (7) 園内及び敷地周辺は全面禁煙とする。
- (8) 安全管理上、作業区域を分離する必要がある作業や作業車両を使用する作業については、原則として休園日に実施すること。また、その他の作業についても、入園者や委託者の妨げにならないように十分注意を払い、必要な安全対策を講じること。
- (9) 本業務の履行により発生した廃棄物については、関係法令を遵守し適切に廃棄処分を行うこと。再資源化が可能なものについては、可能な限り京都市からの許可を受けた資源化施設に搬入し、リサイクルを行うこと。
- (11)(10) 園内で飼育展示する一部の動物については、作業用ヘルメットや騒音に対して過敏に反応するため、作業の際は、委託者の指示に従うこと。

## 5 業務内容

### (1) 樹木仕様（共通）

樹高10メートル以上、葉張り5メートル以上、幹周1メートル以上（株立ちの場合は、各幹周の総和の70%を幹周とする。）

### (2) 調達樹木（予定）

ア アラカシ 1本

イ ケヤキ 3本

### (3) 植栽内容

「全体配置図」（別紙1）の赤丸部分を植栽箇所とする。

#### ア ゾウの森

- ・ 数量 アラカシ 1本、ケヤキ 2本

3箇所ある「退避場所」内に植栽を行うこと。退避場所については、「退避場所仕様」（別紙2）のとおり。

また、ゾウや風雨による樹木の倒壊を防止するため、下枝高を5メートル程度確保し、必要に応じて支柱等（地下支柱を含む）による樹木の倒壊防止措置を講じること。

なお、退避場所内の既存樹木の移植並びにび電気柵の撤去及び復旧作業については、委託者の負担で行います。

#### イ アフリカの草原

- ・ 数量 ケヤキ 1本

キリンやシマウマ、風雨による樹木の倒壊を防止するため、下枝高を5メートル程度確保し、必要に応じて支柱等（地下支柱を含む）による樹木の倒壊防止措置を講じること。

また、キリンやシマウマが樹皮や枝葉を咀嚼できないように、幹や下枝を樹脂製のメッシュガード等で覆うなどの対策を実施すること。

### (4) 埋蔵文化財の立合調査

本件の履行場所については、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地であるため、植栽作業の実施時には、京都市文化芸術都市推進室文化財保護課による立合調査を予定している。

このため、重要遺構が出土した場合は、一時的に作業が中断する可能性があるため、あらかじめ1週間程度の作業遅延を見込んだ計画を作成すること。

(5) 枯れ補償

履行完了日以降1年以内に樹木が枯死した場合については、同等品による枯れ補償を行うこと。

6 安全管理

(1) 安全教育

受託者は、作業現場における事故を未然に防ぐため、自らの責任において労働安全教育を徹底すること。

(2) 事故の防止

来園者その他の人身、建物その他の設備及び駐車車両等に損傷を及ぼさないよう細心の注意をもって作業を行うこと。

また、高所作業等の危険な作業を行う場合については、安全管理員を配置する等の十分な安全対策を講じること。

なお、作業については、簡易な調査等を除き、必ず複数人で実施すること。

(3) 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、受託者の責任において迅速、万全の対応を行うこととともに、速やかに委託者に対し連絡し、対応後は、事故の概要、原因及び改善策等を書面により報告すること。

また、事故により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

(4) 車両管理

作業車両を除く工事関係車両の敷地内への駐車は不可とする（周辺駐車場を使用する場合は受託者の負担とする。）。)

また、本業務に伴う車両の出入の際は、関係法令を遵守し、他の通行等の妨げにならないよう十分注意すること。また、周辺路上等での路上駐車やエンジンをかけた状態での待機を行わないこと。なお、車両の出入や駐車等により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

7 その他

(1) 本業務の履行に当たって必要となる車両や物品等については、すべて受託者の負担とする。

(2) 本業務終了時に他の業者への引継ぎを行う必要がある場合は、誠実に対応すること。

(3) この仕様書に定めのないことについては、委託者及び受託者双方による協議のうえ決定するものとする。